

第30回食品表示部会概要報告

(平成14年5月2日～10日 (於：ハリファックス、カナダ))

1. 日時 平成14年5月2日～10日
2. 場所 カナダ ハリファックス
3. 参加 49加盟国、32国際団体

1. トレーサビリティーの取扱い

①食品表示部会として食品表示との関連を早急に議論すべき (フランスを中心とするEU諸国)、②安全性の観点からトレーシングは重要であるが、一般原則部会、食品輸出入検査認証システム部会で議論すべき (米、アルゼンチン、ブラジル等)、と主張が対立したが、結局、議長判断で、正式議題として取り上げ、カナダペーパーに関するコメントを求め、次回議論を進めることになった。

2. 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン

第5章の基準について、検討を行い、環境保全や消費者の健康保護の観点が明確になった。この基準に基づき、利用可能な個別資材について検討が行われることになり、これらについて各国からのコメントを求めることになった。

この基準案の主な改正点は、

(1) 資材の使用における環境への悪影響だけでなく、製造と廃棄における環境への悪影響も考慮することになった。

(2) 当該資材の使用が、「土壤生物や土壤の物理性特性」に対する悪影響のみでなく、「土壤生態系のバランス、水質、大気」に対する悪影響も考慮することになった。

(3) また、EUが土壤改良目的で使用される資材に関して、つなぎに使われる資材の抽出に限って化学処理を認めることに強く反対を表明したため、次回、検討す

ることになった。

3. バイオテクノロジー由来食品の表示に関する勧告案（包装食品の表示に関する一般規格の修正案）

今回は、昨年提示されたものの時間の制限であまり議論されなかった原案を最初から最後まで一通り審議したものの、基本的な対立点は解消せず、定義はステップ6、それ以外の箇所は、ステップ3のまま次回議論されることになった。

なお、定義部分は、前回の部会で妥協案を（下記（1）①と②の折衷案）Step 8にすることが合意されたものの、第24回総会で未だ合意が得られていないとの理由で、Step 6に戻されたという経緯がある。

（1）定義（ステップ6）

①CTFBT（バイオテクノロジー応用食品特別部会）と Cartagena Protocol との整合性の観点からは、Modern Biotechnology（MB）とすべきとの意見と（米、加、豪、アルゼンチン等）、②消費者の分かりやすさの観点からは、Genetically modified/ engineered（GM/GE）とすべき（EU、消費者団体等）との意見が出された。日本からは、MBを基本としながらも、GM/GEを否定するものではない旨のコメントを行った。

スペインから、議論を収束させるために、「定義は定義であり、表示は各国がこれに縛られることなく選択可能」との脚注を追加してはどうかとの提案がなされた。しかし、米国より、定義が4つ複雑に存在する構造（遺伝子組み換えにより得られた食品及び食品材料、有機体、Genetically modified/ engineered、Modern Biotechnology）に疑問が呈されたため、それ以上の審議は行わず、次回引き続きステップ6で議論されることとなった。

同様に、食品の表示の目的は、ノルウェーから修正案として提案された“Food labeling plays an important role in providing information to consumer

there by facilitating consumer choice.”（消費者に情報を提供し、それによって消費者の選択を容易にする）とすることに同意した。

（2）SCOPE（適応範囲）

表示をすべき対象範囲として、①遺伝子組み換えの結果として、食品の栄養素・構成等が変化する場合、②遺伝子組み換え作物や組み換えの結果、生じたタンパク質やDNAを含有する場合、③タンパク質やDNAを含有しないが遺伝子組み換えで作られた場合を並記している。

米国は、生産過程のみを根拠とした表示に反対し、①に限定すべきとし、豪加亜が支持した。一方、EU諸国は、消費者の知る権利を根拠に全ての場合の表示を主張した。

また、カナダから、SCOPE1.1.1の[no longer equivalent/differ significant]（実質的に同等ではない著しく異なっている）の議論を避けるため、これを使わない対案が提示され、一部修正された案（自然の変化の許容される範囲を記述する客観的なものになった。）について、次回、引き続き議論することになった。

（3）表示規定、閾値、例外、表示方法とも全体が括弧書きとなり、次回、引き続き議論することになった。

4. 包装食品の表示に関する一般規格の修正案（分類名）

分類名について、“milk protein products”と“milk protein”の2つに分けることについては、これを支持する意見（タイ、インドネシア）と、単一の分類名でもよいとする意見（インド、タイ、フィリピン、スペイン）に分かれた。

また、単一の分類名でよいとする意見の中でも、たんぱく質含有量は、50%以上含むものであるべきとする意見と35%あるいは30%以上のものとするべきという

意見があった。部会では、単一の分類でよいとする意見が多くあったことを踏まえ、次回部会において、“milk protein”のたんぱく質の適切な含有量について、さらに各国の意見を聞いて、次回部会で検討することとされた。

5. 栄養表示のガイドラインに関する修正素案（ステップ3）

検討は、各章毎に行われた。

特に、3.2.2章について、これを不要とする意見（マレーシア等）、トランス脂肪酸について、科学的根拠が十分でないとする意見、糖類は3.2.2章の成分に加えるべきでないとする意見等多くの意見が表明された。

結果的には、3.2.2章をカナダの修正案に基づき整理し、全体の括弧書きを外し、トランス脂肪酸を括弧書きとすることとされた。

3.2.2章に関し、我が国からは、各国の規定で義務的に表示することとしている栄養成分が3.2.2章で規定する栄養成分と重複する場合、当該成分について、3.2.2章の規定の適用が除外されるか否かについて確認したところ、部会では、除外されるとの見解が示された。

本議題については、括弧書き等、コンセンサスを得るべき点は残っているものの、ステップ5に進め、各国の意見を踏まえてさらに議論することとされた。

6. 健康強調表示の使用に関する勧告の素案（ステップ3）

各章ごとに議論を進めず、総括的に意見をきく形で検討が進められた。

特に、section1.4の乳児及び年少幼児向け製品への健康強調の使用、section2.2.3の疾病リスクの低減強調、広告に関しての意見が表明されたものの、ステップ3から5に進めた上で、問題点等について各国等の意見を聞き、次回部会でさらに議論することとされた。

また、次回部会の前には、本案のステップをさらに進めるため、ワーキンググル

ープを開催して議論することとされた。

なお、部会は、栄養及び特殊用途食品部会（CCNFSDU）が健康強調の科学的基礎となる判断基準を発展させるための作業について、健康強調の定義の進展を踏まえて、再開するよう求めることで合意した。

7. 量的原材料表示

- ① 現行のコーデックス表示一般規格で十分消費者が必要とする情報を伝達している。実効性に疑問有り。各国が任意で判断すべきもので検討不要（米国、スペイン、カナダ、メキシコ、チリ、南アフリカ、インド、フィリピン等の開発途上国、）
- ② 量的原材料表示は、消費者保護の観点から有意義なことであり、WG を設置して、検討を開始すべきではないかとの意見が表明された（英国、ノルウェー、CI、ニュージーランド、オーストラリア）。

我が国は、消費者が関心を有する対象製品は、食生活の形態が異なることから、各国によって異なっている。製造者等に多大な経済的な負担を強いる恐れがあり、新たな負担は、消費者に転嫁されることにもなり、慎重な対応が必要であるが、英国提案のWGの設置には、支持する旨、表明した。

結局、議長の裁定により、英国が電子メールによりコメントを各国に求め、改正案を作成し、次回引き続き、ステップ3で議論することになった。

8. 原産国表示に関するディスカッションペーパー

本ディスカッションペーパーに関連して、包装食品の表示に関する Codex 一般規格 4.5 「原産国」については見直しの議論を始めるべきかとの問いに対して、

- ①現在の規格では消費者の要望には対応できず議論を開始すべき（マレーシア、ス

ウェーデン、スイス、ノルウェー、フランス、アイルランド、スペイン、英国、韓国、グリーンピース、CI、) ②実効性や必要性で問題が多く、議論は不要（ニュージーランド、カナダ、メキシコ、ケニア、オーストラリア、ブラジル、米国、アルゼンチン、チリ、キューバ、業界団体）が対立した。

我が国は、立証の困難さに注意を払う必要があるが、消費者保護の観点から現行規定の見直しを支持した。

こうした結果、原産国表示については、ステップにあげることはしないが、議題には残し、引き続き事務局ディスカッションペーパーへのコメントを求めることになった。

9. 誤認させる食品表示に関するディスカッションペーパー

米国作成のペーパーに対し、オーストラリア、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、タイ、CI等、多くの国が食品表示部会で議論することに賛成した。私は、既存の食品表示部会の作業の範囲内で、どうしても消費者の誤認を避けることができるのか検討すべきだと主張した。意見交換の結果、オーストラリアを中心とする小規模なドラフト作成グループが各国コメントを求め、米国ペーパーの改訂版を作成し、このディスカッションペーパーについて、次回議論を引き続き行うことで合意した。

10. 次回会合について（議題12）

次回31回会合は、来年4月28日から5月2日の日程で、カナダ・オタワ市で開催される予定であるとの報告が行われた。

Codex連絡協議会資料（CCPR報告）

FAO/WHO合同食品規格計画第34回残留農薬部会の議題

議題 1	議題の採択
議題 2	報告者の選任
議題 3	CCPRに付議された案件
議題 4	2000年及び2001年のFAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）からの一般的事項の報告
議題 5	残留農薬基準値（MRL）設定に関する暴露の検討
(a)	急性毒性暴露評価
(b)	累積リスクの評価手法について
(c)	Codex基準の策定におけるリスクアナリシスの適用について
議題 6	食品及び飼料のMRL案の検討
議題 7	残留農薬分析方法に関する事項
議題 8	農薬のCodexプライオリティリストの設定
議題 9	Codex基準設定に起因する貿易障害
議題10	スパイスの残留農薬基準設定に関する検討
議題11	食品及び飼料のCodex分類改訂に関する検討
議題12	JMPRの作業手続きの評価
議題13	次の日程

○本部会に付議された案件（議題 3）

事務局より本部会の作業に関係のある他部会等からの案件が報告された。

このうち、前回の本部会で提案された乳幼児の穀類を主とする加工食品に関する規格案の残留農薬条項案について審議した際に、「農作物に設定した基準値は、乳幼児を含むすべての集団を保護する」と云う概念が再確認された。

○2000年及び2001年のJMPRからの一般的事項の報告（議題 4）

JMPR事務局より、2001年のJMPRでの審議事項について報告された。

このうち、急性指針値（Acute RfD）の設定に関して、JMPR事務局（WHO）より「最近ではノミネートされた全ての化合物について、Acute RfDの必要性について検討を行っている。毒性学的性質によりAcute RfDの設定が不要であると決定することもある。また、ヒトのデータの使用については1999年にJMPRで検討した。」との回答がなされた。

○MRL設定に関する暴露の検討；急性毒性暴露評価（議題 5(a)）

米国より、短期摂取暴露量評価における確率論的アプローチについて報告があり、他の国等から、この方法が有用であるとの表明がなされる一方、この方法を用いる場合には多量のデータが必要となることに対し、懸念が表明された。わが国も同様の発言を行い、また、現在用いられている短期摂取量推定法の改良が必要であるとの主張を行った。

○食品及び飼料のMRL案の検討（Step 7及び4の基準値案の検討）（議題 6）

主なトピックスは以下の通り。

- ① 基準値案が現行基準値より低い場合で、暴露量評価でStepが進んでいない場合は、旧基準値は廃止することとされた。

- ② チアベンダゾール： JECFAによってAcute RfDが0.1mg/kg/dayと決定されたため、短期摂取のリスク評価をする必要性が指摘された。
- ③ ジノキヤップ： Acute RfDが一般（子供・妊婦を除く）及び子供については0.03 mg/kg/day、妊婦については0.008 mg/kg/dayと設定されており、これらを用いた評価がなされた。
- ④ DDT： JMPRからの提案にしたがい、哺乳類（海棲のものを除く）の肉の脂肪中の基準値を1~5ppmのいずれかにすることが決定されていたが、いずれの値でも合意は得られず、JMPRの提案を破棄し、新たな科学的知見が得られるまで現行の暫定基準値5ppmを維持することとされた。
- ⑤ 臭化メチル： モントリオール議定書により、途上国での使用は2015年までとされており、本ガイドラインレベル（採択されていない）を維持することとされた。

○農薬の Codex プライオリティリストの設定（議題 8）

本会議に先立って5月11日に開催された、プライオリティ *Ad Hoc* WG の議長 T. Doust 氏（オーストラリア）より WG の検討結果の報告があり、「より安全な農薬(Safer Pesticide)」の条件として5項目のクライテリアを適用することとされた。一方、WG で EU より提案された、「全世界的な使用」をクライテリアに含めることについては、Codex 作業マニュアルに反することから採用されなかった。

○Codex 基準設定に起因する貿易障害/JMPR の作業手続きの評価（議題 9・12）

米国より、基準値を設定する時間を短縮するための提案（オプション）が紹介された。次に、FAO と WHO のコンサルタントである S. Crossley（オーストラリア）より、JMPR に対して科せられる要求に対応するためのいくつかのオプションが提示された。

日本は、特定の国あるいは地域の評価で基準値を設定することになるようなオプションについては反対を表明し、Codex 基準の設定に関しては中立的なリスク評価を基礎として、CCPR においてリスク管理者の十分な発言機会を保障した上で行われるべき旨主張し、一カ国の評価により基準を設定することに対して疑問を呈した。各国からも賛否が表明され、日本を含む多くの国が各種の懸念を示したが、発言した全ての国が、CCPR および JMPR の改善の必要性について強調した。

議長より、現状に鑑みて、JMPR 以外にもリソースを見つける必要性が指摘されたが、どのような組織に由来する基準値案であっても CCPR によって検討されることが必須であることも強調された。

最終的には、米国が数カ国と共同して、オプションのさらなる検討を行い、文書を作成して、次回の CCPR で検討することとされた。次回から JMPR の勧告を翌々年ではなく、翌年の CCPR で検討することも決定された。

また、S. Crossley の提案に関しては、CCPR の作業における独立した国際的科学的組織（この場合 JMPR）の必要性が、多くの国からの意見で強調されたが、現状の継続は容認できないことも認識された。また、新たなリソースの追加無しには JMPR の実態を改善するための勧告を実施することは不可能であることも認識された。

そこで、議長より（Friends of JMPR と称された）暫定的なアドバイザーグループを設立し、このグループが FAO と WHO に JMPR を改善するための方法を勧告し、新たな財源の供給先や方法を探すべきだとの提案がなされ、支持された。この Friends of JMPR については、FAO、WHO より各国に要請が送られる予定である。

透明性確保の観点から、JMPR 改善案については慎重に考慮すべきであるということにも合意がなされた。

第25回魚類・水産製品部会概要報告

開催日時 平成14年6月3日～7日
開催場所 ノルウェー・オーレスン市
参加 41加盟国、2国際団体

主要議題についての進捗状況等

1. 魚類類水産製品取り扱い規範案

- ・ 本規範案は、様々な水産製品の生産～水揚げ後処理～加工～輸送～小売りといった流れに沿った製造規範である。
- ・ 総論、冷蔵冷凍落とし身、缶詰について…ステップ8に進めることで合意
- ・ 冷凍すり身について（日本が規範案を作成）…一部修正を行い、ステップ8に進めることで合意。
※ 具体的修正部分は、原料魚の保存温度を出来る限り0℃に近い温度とすること、ビーフ・プラズマを使用した場合は表示すること、アレルゲン表示については「表示に関する一般規則」に従うこと等
- ・ えび、ロブスター、塩蔵魚など…時間不足のため、再度ステップ3として議論

2. 二枚貝の生鮮・冷凍・缶詰製品規格案

- ・ 規格の適用範囲について議論した結果、「活および加工二枚貝類製品規格案」とタイトルが改められた。
- ・ 貝毒、腸炎ビブリオ等の基準値については、今後FAOおよびWHOの専門部会と協力して検討することとなっている。

3. 魚類水産製品モデル衛生証明書案

- ・ 主にEUなどの輸入国による証明内容の要求、特にロット毎証明を求める事例が増加しており、途上国を中心とした輸出国にとって過度な負担となっていると発言があった。
- ・ その中で、本モデル証明書案は、HACCP管理方式を前提として作成・検討されることとなった。ロット毎の証明書案の議論は次回に持ち越されることになった。また、証明者についても議論はまともならず、引き続き議論されることとなった。

4. ホタテ貝柱製品規格案

- ・ 本規格に含まれるものは、「ホタテ貝柱」のみとされることとなった（内臓・卵付ホタテは、二枚貝類の規格案を適用）。
- ・ 水分含有量基準値、表記方法については知見が不十分であるとして議論を継続することとなった。
- ・ 添加物の使用に関しては、一切の不使用を主張する国と、保水剤として使われるトリポリリン酸ナトリウムを肯定する国とに意見が分かれ、こちらも議論を継続することとなった。
- ・ 水分含有、添加物については、別途作業部会を立ち上げて基礎データの収集につとめることとなった（我が国もこの部会に参加することとしている）。

5. 規格への新規魚種の追加および一般名称の付け方に関するディスカッション

シヨン

- ・ 本案件は、近年イワシ缶詰、マグロ缶詰、冷凍ロブスター等で新魚種の追加に関する議論が紛糾した経緯を受けて、全規格に共通した新魚種の評価基準と規格への標準的追加手順の必要性が求められ、フランスがディスカッションペーパーを作成したものである。
- ・ 本ディスカッションペーパーでは、イワシやニシンなどで、同じ魚種が別の一般名で別の規格によってカバーされており、消費者を混乱させ、不公正貿易のもととなっている問題がある点が指摘された。その対応策として、製品の原産地とともに学名を示して消費者へ情報を開示すべきとした。
- ・ 学名表記については、消費者にとって必ずしも有用ではなく、貿易障壁にもなりかねないとして支持をしない国もあった。
- ・ 本議題については引き続き議論を続けることとなったが、その過程でFAOが様々な手法を用いてメンバー国の魚介類の一般名と学名のリストを作成することとなり、この作業には多くの国が賛意を表し作業に加わることとなった。我が国も参加することとなっている。

6. 次回の開催予定について

- ・ これまでは2年に1回の開催であったが、ペースが遅すぎるとして18ヶ月毎の開催に改めたため、次回会合は2003年10月に予定されている。